

22 日 獣 発 第 12 号

平成 22 年 4 月 13 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

犬等の輸入検疫手続きに係る関係省令等の改正について

このことについて、平成 22 年 4 月 6 日付け 21 消安第 14631 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知があったのでお知らせします。

このたびの通知は、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく犬等の輸入検疫について、最近の輸入実績及び国際基準の見直しを踏まえ、「犬等の輸出入検疫規則（平成 11 年農林水産省令第 68 号。以下『省令』という。）」及び「平成 16 年農林水産省令告示第 1819 号（犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、同項の表輸入の項第 1 号の農林水産大臣の定める方法等を定める件。以下『告示』という。）」を下記のとおり改正し、平成 22 年 4 月 15 日から施行することについて通知するとともに、今後とも本会に特段の協力を求めたいとするものです。関係会員等への周知方お願いします。

記

狂犬病非清浄国からの犬等の輸入検疫規則について、以下のとおり改正する。

- 1 前回の抗体検査の有効期間内に、2 度目の抗体検査を行った場合は、再度の待機・係留を要しないこととする。 省令改正
- 2 狂犬病の予防注射に使用できる予防液(ワクチン)に組み換え型予防液を追加する。
告示改正
- 3 マイクロチップ装着前の狂犬病ワクチン接種歴について、輸出国政府の証明があり、マイクロチップ装着後の抗体価検査により、0.5IU 以上の抗体価が確認された場合、1 回に限り認めることとする。 告示改正

本件の照会先：長野 事務局職員



21消安第14631号
平成22年4月6日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令等の施行について

今般、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬等の輸入検疫について、「犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）」及び「平成16年農林水産省告示第1819号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規定に基づき、同項の表輸入の項第1号の農林水産大臣の定める方法等を定める件）」を別添のとおり改正し、平成22年4月15日から施行することとなったので、お知らせします。

このことについて、御了知の上、今後とも動物検疫に特段の御協力をお願いいたします。



官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○大等の輸出入検査規則の一部を改正する省令(農林水産三三)

〔告 示〕

- 地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件(総務一六〇)
- 地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件(同一六一)
- 地方税法第三百八十九条第一項第一号の船舶を指定する等の件の一部を改正する件(同一六一)
- アンゴラ共和国における「国家地雷除去院能力向上計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件(外務一七〇)
- 西スマトラ州パダン沖地震被災地における安全な学校再建計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一七一)
- 森林保全計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一七二)

○気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一七三)

○貧困農民支援に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一七四)

○学校教育法施行規則第五百十條第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示(文部科学七三)

○平成十六年農林水産省告示第八百十九号の一部を改正する件(農林水産五五五)

○地すべり防止区域を指定する件(同五五六)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件(同五五七)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件(同五六四)

○計量法第三百三十四條第三項の規定に基づき特定標準器等の指定を取り消した件(経済産業八一)

○計量法第三百三十五條第三項の規定に基づき特定標準器による校正等の取りやめの告示(同八三)

○計量法第三百三十四條第一項の規定に基づき特定標準器を指定した件(同八四)

○計量法第三百三十五條第二項の規定に基づき特定標準器による校正等を行う者等の告示(同八五)

○土地区画整理事業の関係図書縦覧に供する件(国土交通三二五)

○砂防法第二条の土地を指定する件(同三二六)

○直轄砂防工事を施行する件(同三二七)

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件(同三二八)

○道路に関する件(関東地方整備局二〇九、二一〇)

○道路に関する件(北陸地方整備局七六、七七)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣府 国家公安委員会 警察庁 財務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法 務

公証人死亡(法務省)

〔資 料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、土地家屋調査士懲戒処分、個別労働関係紛争解決手続実施団体指定関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係、特殊法人等、警察共済組合役員の就・退職関係、会社その他

省 令

○農林水産省令第三十三号

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条第二項の規定に基づき、犬等の輸出入検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月六日

農林水産大臣 赤松 広隆

犬等の輸出入検査規則の一部を改正する省令

犬等の輸出入検査規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表輸入の項第三号中「百八十日を超える場合」の下に、「採血後日数が百八十日を超えない場合において最後の採血日が前回の採血日から百八十日以上二年以内の日であるとき」を加える。

附 則

この省令は、平成二十二年四月十五日から施行する。



告 示

○総務省告示第百六十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九條第一項第一号の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第十六号（地方税法第三百八十九條第一項第一号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十二年年度分の固定資産税から適用する。

平成二十二年四月六日

総務大臣 原口 一博

第一号 3 中

〔 7 〕 J A 6648

〔 7 〕 削除 J A 769 B

〔 7 〕 の 2

改める。

第二号 1 中

〔 58 〕 ティー・シー・リーディング有限公司（東京急行電鉄株式会社が使用す

るものに限り。）

〔 58 〕 削除

〔 65 〕 住信リース株式会社（阪急電鉄株式会社及び東京急行電鉄株式会社が使用するものに限り。）

〔 65 〕 住信リース株式会社（阪急電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社及び近畿日本鉄道株式会社が使用するものに限り。）

改める。

第二号 2 中

〔 107 〕 J A 323 J

〔 107 〕 J A 323 J

〔 107 〕 の 2 J A 324 J

〔 107 〕 の 3 J A 325 J

〔 130 〕 J A 58 A N

〔 130 〕 J A 58 A N

〔 130 〕 の 2 J A 59 A N

〔 237 〕 J A 737 X

〔 237 〕 J A 737 X

〔 237 〕 の 2 J A 737 Y

〔 302 〕 J A 813 J
〔 302 〕 削除
〔 312 〕 J A 8236
〔 312 〕 削除
〔 316 〕 J A 8258
〔 316 〕 削除
〔 399 〕 J A 8497
〔 399 〕 削除
〔 420 〕 J A 8557
〔 420 〕 削除

○総務省告示第百六十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九條第一項第二号の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第十七号（地方税法第三百八十九條第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十二年年度分の固定資産税から適用する。

平成二十二年四月六日

総務大臣 原口 一博

第一号 3 中

〔 3 〕 北海電力株式会社（久保内発電所に係るものに限る。）

〔 3 〕 ほくでんエレクトロニクス株式会社（久保内発電所に係るものに限る。）

〔 19 〕 株式会社ユーラスエナジー（有田川インフラに係るものに限る。）

〔 19 〕 株式会社ユーラスエナジー（有田川インフラに係るものに限る。）

〔 19 〕 の 2 株式会社大川原インフラ（電気事業に係るものに限る。）

改める。

第一号 6 中

〔 1 〕 石油資源開発株式会社（札幌航業所に係るものに限る。）

〔 1 〕 石油資源開発株式会社（北海道航業所に係るものに限る。）

改める。

第一号 11 中

〔 26 〕 株式会社 JCN 船橋習志野（テレビ放送施設のうち千葉県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）

〔 26 〕 株式会社 JCN 船橋習志野（テレビ放送施設のうち千葉県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）

〔 26 〕 の 2 株式会社 JCN 関東（テレビ放送施設のうち千葉県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）

〔 28 〕 株式会社テクノケールテレビ（テレビ放送施設のうち東京都内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）

〔 28 〕 削除

〔 29 〕 武蔵野三鷹ケーブルテレビ株式会社（東京都内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）

〔 29 〕 武蔵野三鷹ケーブルテレビ株式会社（東京都内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）

〔 29 〕 の 2 株式会社ジェイコム東京（テレビ放送施設のうち東京都内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）

〔 29 〕 の 3 株式会社 JCN 関東（テレビ放送施設のうち東京都内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）

〔 73 〕 株式会社松坂ケーブルテレビ（三重県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）

阪神家政高等専修学校被服高等課程フアッショ
ン科 平成十四年四月一日

表二十七塩原学園和洋裁専門学校家政高等課程和洋裁科の項中「昭和六十一年三月一日の下に」(平成十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)を加え、同表姫路経営医療専門学校商業高等課程アウトドアビジネス科の項中「平成十七年四月一日」の下に「平成二十年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。」を加える。

表三十二菊野学園フアッション教育専門学校家政高等課程高等科の項中「平成四年四月一日」の下に「平成二十年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。」を加え、同表小井手服装専門学校家政高等課程家政科の項に次のように加える。

表三十六学校法人河原学園国際情報高等学院専修高等課程情報システム科の項及び学校法人河原学園国際情報高等学院専修高等課程情報ビジネス科の項中「平成十八年三月一日」の下に「平成二十年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。」を加える。

表三十七高知女子専門学校家政高等課程洋裁学科の項の次に次のように加える。

高知外語ビジネス専門学校文化高等課程英語科 平成十九年四月一日

表三十七セブールポーン高等外語学校文化高等課程英語科の項中「平成五年三月一日」の下に「平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。」を加え、同表太平洋学園専門学校家政高等課程洋裁学科の項中「平成五年四月一日」の下に「平成十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。」を加え、同表太平洋学園専門学校商業高等課程商業実務科の項中「平成八年三月一日」の下に「平成十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。」を加える。

表三十九専門学校モードリゲル家政高等課程洋裁科の項中「平成三年四月一日」の下に「平成八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。」を加え、同項の次に次のように加える。

専門学校モードリゲル服飾・家政高等課程洋裁科 平成八年四月一日

表四十香岐高等家政学院高等課程被服科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。」を加える。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第五五十五号

犬等の輸出入検疫規則(平成十一年農林水産省令第六十八号)第四条第一項の規定に基づき、平成十六年農林水産省告示第八百九十九号(犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、同項の表輸入の項第一号の農林水産大臣の定める方法を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十二年四月十五日から施行する。

平成二十二年四月六日

農林水産大臣 赤松 広隆

第二号イ中「不活化予防液」を「予防液(不活化予防液又は組換え型予防液に限る。)」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「生後九十日を経過し、かつ」を削り、同号ロに次のただし書を加える。ただし、個体識別措置が講じられた日より前に接種した旨及び当該接種をした日(以下「個体識別前接種日」という。)、個体識別措置が講じられた日から採血日までの間に個体識別前接種日から三十日以上有効免疫期間以内の間隔において追加接種した旨及び当該追加接種をした日(以下「個体識別後接種日」という。)、並びに個体識別措置が講じられた日から個体識別後接種日まで

の間採取された血液中の同口に規定する抗体価が血清一ミリリットル当たり〇・五国際単位以上である旨を記載した輸出出国政府機関の発行する証明書又は家畜防疫官の発行する証明書若しくはその写しと同口の輸出出国政府機関の発行する証明書又は家畜防疫官の発行する証明書若しくはその写しに添付されている場合は、この限りでない。

○農林水産省告示第五五十六号

地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十二年四月六日

農林水産大臣 赤松 広隆

和歌山県吉原田原地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線、標柱八号から保安林(橋本市吉原字三番叟山1120番1)南側境界線に沿って標柱九号に至る線、標柱九号から標柱十四号までを順次結んだ線及び標柱十四号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域
和歌山県橋本市
吉原字風吹段1001番1 標柱一号
" " " 標柱二号
" " " 1003番2 標柱三号
高野口町田原字東谷口251番2 標柱四号
" " " 字東谷奥320番 標柱五号
" " " 315番1 標柱六号
" " " 字一本杉361番 標柱七号
吉原字三番叟山1120番1 標柱八号
" " " " 標柱九号
" " " " 字大西1072番1 標柱十号
" " " " 字ゴミザコ1039番2 標柱十一号
" " " " 字桑原峰1013番1 標柱十二号
" " " " 字桑原187番 標柱十三号
" " " " 字桑原峰1006番2 標柱十四号

○農林水産省告示第五五十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月六日

農林水産大臣 赤松 広隆

- 一 登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月一日 第十四号
- 二 登録認定機関の名称及び住所
宮崎県綾町 宮崎県東諸県郡綾町大字南俣五百十五番地
- 三 登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物及び有機加工食品
- 四 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1) 認定を行う区域
宮崎県東諸県郡綾町
(2) 認定を行う事業所の所在地
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣千二百二十八番地

平成十六年農林水産省告示第千八百十九号（犬等の輸出入検査規則第四条第一項の規定に基づき、同項の表輸入の項第一号の農林水産大臣の定める方法等を定める件）の一部を改正する件新旧対照条文
 ○ 平成十六年農林水産省告示第千八百十九号（犬等の輸出入検査規則第四条第一項の規定に基づき、同項の表輸入の項第一号の農林水産大臣の定める方法等を定める件）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>二 規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三口の農林水産大臣の定める予防注射の方法は、次に掲げる要件のいずれにも適合する方法とする。</p> <p>イ 生後九十日を経過し、国際獣疫事務局が作成した基準に適合する予防液（不活化予防液又は組換え型予防液に限る。）を接種していること。</p> <p>ロ 個体識別措置が講じられた日から同口に規定する採血日（以下「採血日」という。）までの間に、三十日以上一年（輸出国政府機関又は家畜防疫官が当該予防液の免疫期間について別に証明し、又は規則第九条の規定により交付された証明書に記載した場合には、当該証明又は記載に係る免疫期間。以下「有効免疫期間」という。）以内の間隔をおいて、二回以上接種していること。ただし、個体識別措置が講じられた日より前に一回以上接種した旨及び当該接種をした日を記載した輸出国政府機関の発行した証明書が添付されている場合であつて、三十日以上有効免疫期間以内の間隔をおいて採血日（個体識別措置が講じられた日以後の日に限る。）に更に一回以上接種したときは、この限りでない。</p> <p>ハ (略)</p>	<p>二 規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三口の農林水産大臣の定める予防注射の方法は、次に掲げる要件のいずれにも適合する方法とする。</p> <p>イ 国際獣疫事務局が作成した基準に適合する不活化予防液を接種していること。</p> <p>ロ 生後九十日を経過し、かつ個体識別措置が講じられた日から同口に規定する採血日（以下「採血日」という。）までの間に、三十日以上一年（輸出国政府機関又は家畜防疫官が当該予防液の免疫期間について別に証明し、又は規則第九条の規定により交付された証明書に記載した場合には、当該証明又は記載に係る免疫期間。以下「有効免疫期間」という。）以内の間隔をおいて、二回以上接種していること。</p> <p>ハ (略)</p>

「犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令」及び「平成16年農林水産省告示第1819号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規定に基づき、同項の表輸入の項第1号の農林水産大臣の定める方法等を定める件）を改正する件」について

1 趣旨

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬等の輸入検疫について、最近の輸入検疫実績及び国際基準の見直しを踏まえ、犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号。以下「省令」という。）及び平成16年農林水産省告示第1819号（以下「告示」という。）の改正を行う。

2 改正概要

狂犬病非清浄国からの犬等の輸入検疫規制について、以下のとおり改正する。

- ① 前回の抗体検査の有効期間内に、2度目の抗体検査を行った場合は、再度の待機・係留を要しないこととする。 省令改正
- ② 狂犬病の予防注射に使用できる予防液（ワクチン）に組換え型予防液を追加する。 告示改正
- ③ マイクロチップ装着前の狂犬病ワクチン接種歴について、輸出国政府の証明があり、マイクロチップ装着後の抗体価検査により、0.5IU以上の抗体価が確認された場合、1回に限り認めることとする。 告示改正

3 現行制度

(1) 狂犬病予防法は、狂犬病の発生予防及びまん延の防止を図るため、①飼い犬の登録、②飼い犬の狂犬病予防注射、③野犬の捕獲、④犬等の検疫について規定しており、このうち、国内の防疫措置は厚生労働省が所管し、犬等の検疫は農林水産省が所管している。

(2) 同法に基づき、狂犬病非清浄国からの日本へ犬・猫を輸入するためには、以下の要件が輸出国政府の証明書により確認でき、輸入時の検査で問題がなければ、日本国内における係留検査（最長180日間）を受けることなく輸入することができる（参考1参照）。

- ① マイクロチップによる個体識別
- ② ①の後、2回以上の狂犬病不活化ワクチンの接種
- ③ ②の後、農林水産大臣が指定する施設において狂犬病の抗体価検査を実施し、抗体価0.5IU以上を確認。

- ④ ③の後、海外において180日間以上の待機
- ⑤ 狂犬病及びレプトスピラ病（犬のみ）にかかっていない、又は係っている疑いがないこと。

4 改正内容

(1) 輸入動物の係留を不要とする例外事項の追加 省令改正

狂犬病非清浄国から犬・猫を係留検査なく日本へ輸入するためには、3の(2)のとおり、狂犬病の予防接種を受けている旨の証明書及び到着日前2年以内に実施された抗体検査に関する証明書が必要であり、かつ、抗体検査のための採血後、輸出国において180日間待機する必要がある（採血日から到着日までの日数が180日未満の場合、当該日数を180日から差し引いて得た期間、動物検疫所に係留する。）。

このため、実際の輸入が、抗体検査実施日から2年以内にできない場合、再度抗体検査を実施する必要があるが、この場合、現状の規定では、2度目の抗体検査実施日から180日間輸出国において待機又は日本国内において係留しなければならない（参考2参照）。しかしながら、前回の抗体検査実施日から180日以上2年以内に再度の抗体検査を行い、十分な抗体価を有していることが確認されたものは、必要な免疫を有すると考えられることから、海外及び日本国内における待機・係留は要しないこととする。

(2) 使用できる狂犬病予防液（ワクチン）の追加 告示改正

狂犬病非清浄国から犬・猫を係留検査なく日本へ輸入するために必要となる狂犬病の予防注射は、国際獣疫事務局（OIE）の基準に適合する不活化予防液（ワクチン）の接種に限定されているが、平成19年のOIEコード改正において、不活化ワクチンに加え、組換え型ワクチンが認められたことから、我が国においても不活化予防液に加えて、国際獣疫事務局の基準に適合する組換え型予防液の使用を認めることとする。

- ※1 不活化ワクチン…感染性は失ったが、その抗原性は保たれている（不活化された）病原体を用いて製造されたワクチン
- ※2 組換え型ワクチン…遺伝子を組換え、病原性はないが抗原性のある組換え微生物によって製造されたワクチン

(3) マイクロチップ装着前の狂犬病予防接種歴の条件付きの受入れ 告示改正

狂犬病非清浄国から犬・猫を係留検査なく日本へ輸入するためには、個体識別のためのマイクロチップを装着した後、30日以上1年以内の間隔をあけて、予防接種を2回実施し、その後抗体検査を行う必要がある。

しかしながら、マイクロチップ装着前に行った狂犬病予防接種歴に関する輸出

国政府機関の証明書があり、マイクロチップ装着後の抗体検査で0.5IU以上の抗体価が確認された個体は、マイクロチップ装着前の予防接種歴については、1回に限り認めることとする。(参考3参照)

5 施行期日

平成22年4月15日

犬等の輸入検疫(概要)

参考 1

○月△日に犬を日本に連れて行きたいのですが。

輸入者

(動物の種類、頭数、滞在国、マイクロチップ装着の有無、免疫状態、輸入時期、輸入場所等)

輸入の事前届出

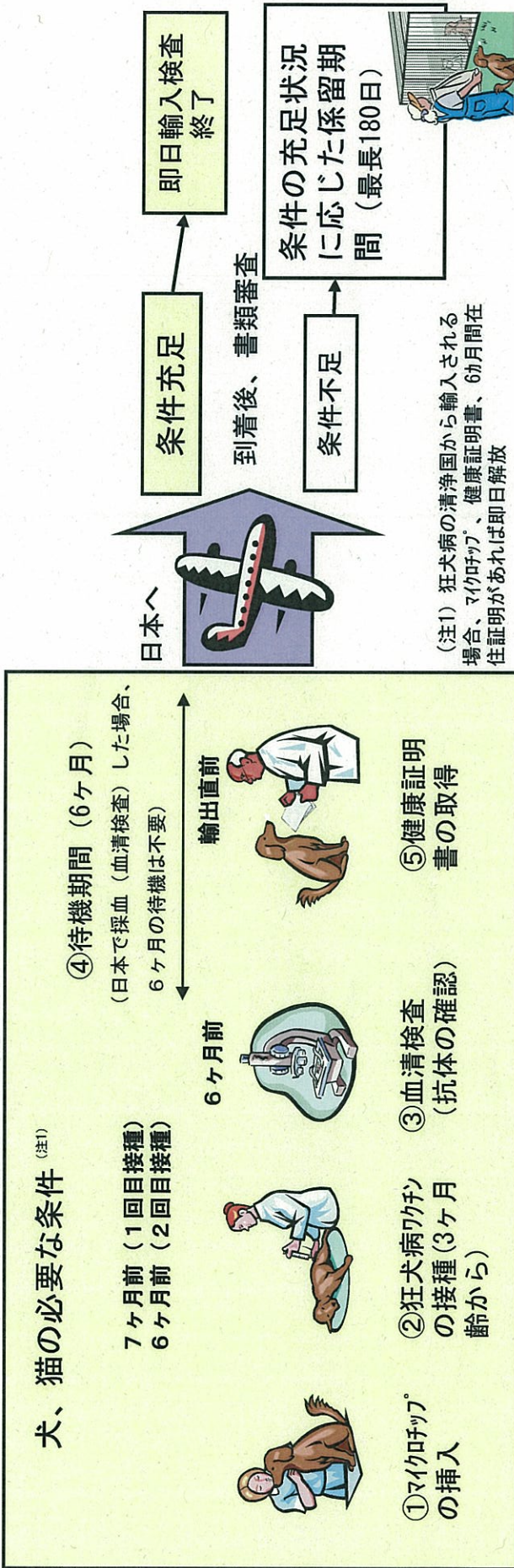
動物検疫所

即日輸入検査を終了するために必要な手続きがあります。



- ・ 手続指導
- ・ 予備審査
- ・ 検査時期 (係留期間)、場所等の指示

← 届出受理の通知、輸入に係る指示

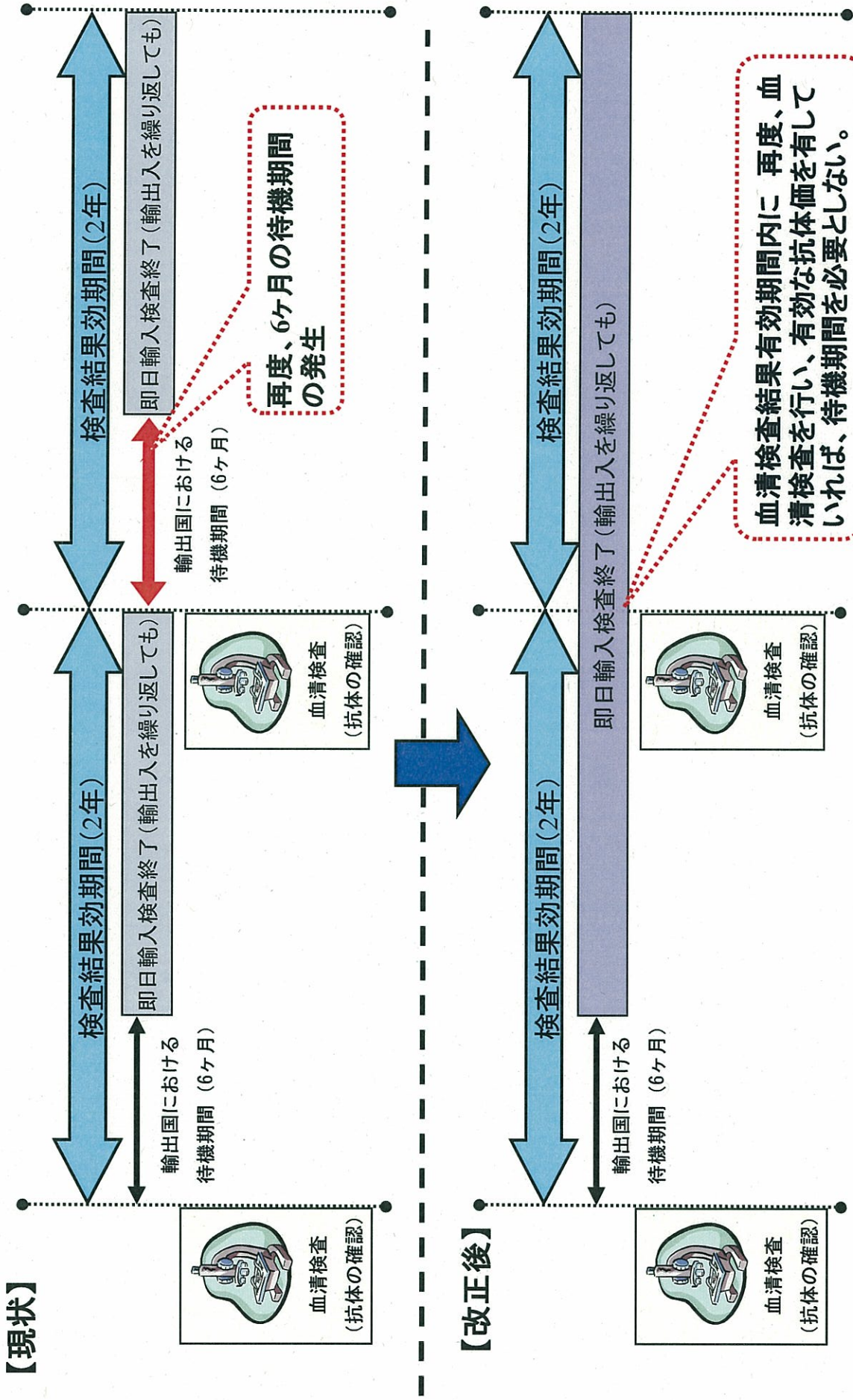


(注1) 狂犬病の清浄国から輸入される場合、マイクロチップ、健康証明書、6ヵ月間在住証明があれば即日解放

(注) あららぐま、きつね及びスカンクについては、狂犬病の清浄国から輸入する場合は犬及び猫に同じ、その他の国から輸入する場合は180日間の係留が必要。

犬等の輸入検疫(待機期間の設定について)

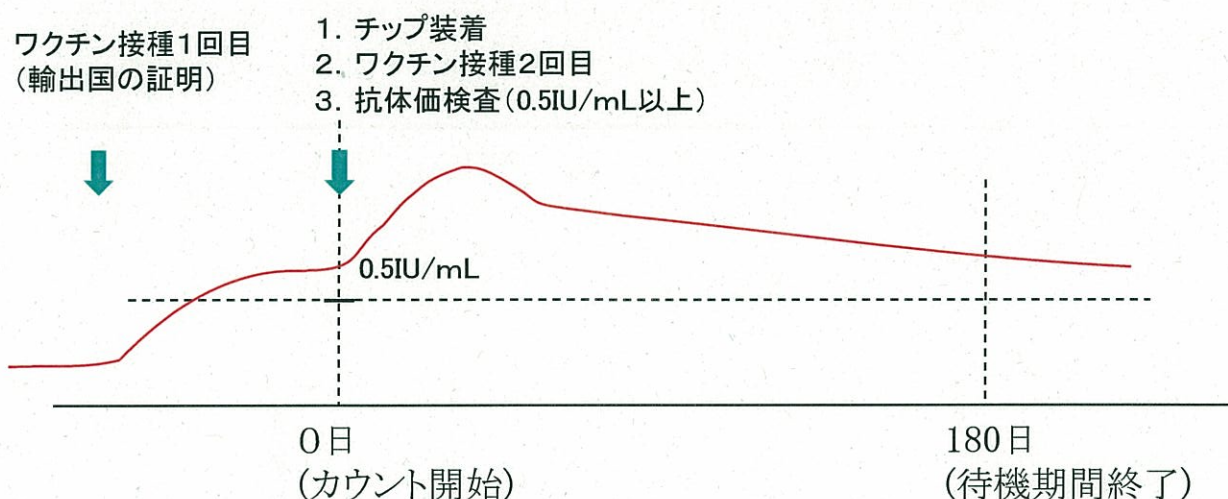
参考 2



マイクロチップ装着前のワクチン接種歴の条件付き受入れ

- ・過去のワクチン接種については、輸出国政府機関による予防接種証明書に加え、抗体価の測定で確認。
- ・更に、マイクロチップ装着後、抗体検査実施日（待機期間の起算日）までに確実な個体識別の下で1回実施。

<事例① 抗体検査と2回目のワクチン接種を同日実施>



<事例② 抗体検査を行った日の翌日以降に2回目のワクチン接種を実施し、その後抗体検査を実施>

